

令和6年度第3回花巻市子ども・子育て会議 会議録

1 開催日時

令和7年1月16日（木） 午後2時から午後3時40分まで

2 開催場所

花巻保健センター2階 集団指導室

3 出席委員 15名

中村 良則 会長（富士大学理事長補佐 経済学部教授）

佐藤 良介 副会長（花巻商工会議所 副会頭）

長澤 佳則 委員（岩手県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会中部地区会 会長
中央みのり幼稚園PTA会長）

宮澤 真由美 委員（花巻市学童クラブ連絡協議会 わかば学童クラブ保護者）

高橋 佳子 委員（社会福祉法人石鳥谷町保育協会 新堀保育園園長）

高橋 きぬ代 委員（花巻私立幼稚園・認定こども園協議会 理事）

晴山 裕子 委員（花巻市内学童クラブ連絡協議会 八重畑学童クラブ主任支援員）

畠山 直美 委員（特定非営利活動法人わこの家 小規模保育事業所わこの家主任補佐）

諏訪 心一 委員（社会福祉法人浄心会 つちざわこども園地域子育て支援センター所長）

川村 晃平 委員（花巻市立大迫保育園保護者会 会長）

伊藤 和江 委員（社会福祉法人花巻市社会福祉協議会 イーハートブ養育センター園長）

晴山 光弘 委員（花巻市校長会 大迫小学校校長）

吉田 桂子 委員（花巻市手をつなぐ育成会 花巻支部副支部長）

上野 文男 委員（かなん子どもひろば 支援員）

鎌田 文聰 委員（岩手大学 名誉教授）

4 欠席委員 4名

千葉 由美子 委員（花巻市PTA連合会 副会長）

森田 真梨子 委員（花巻市立西公園保育園保護者会 会長）

打田 修子 委員（花巻市法人立保育所協議会 会長）

泉山 明 委員（花巻市民生委員児童委員協議会 理事）

5 出席した職員

(1) 今井 岳彦 健康福祉部長

(2) 瀬川 幾子 教育部長

(3) 阿部 勇悦 健康福祉部次長

(4) こども課

松原 弘明 課長、高橋 秀行 課長補佐、吉田 真彦 子育て支援係長、

高橋 結花里 保育管理係長、川村 芽衣 主査、西 真紀子 会計年度任用職員

(5) 関係課（機関）

佐々木 彰子 こども家庭センター所長、久保田 和子 こども家庭センター副所長、
大竹 由香利 こどもセンター副所長、高橋 晃一 学務管理課課長、
大川 尚子 就学前教育課課長、佐藤 宏之 学校教育課主任指導主事

(6) 計画策定支援業務委託事業者

株式会社ぎょうせい新宿分室 松永 学 上席主任研究員
二瓶 琴美 主任調査員

6 議題

- (1) 第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画「イーハトーブ花巻子育て応援プラン」（素案）について
- (2) その他

7 議事録

○こども課：高橋課長補佐（事務局進行）

本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議時間は1時間半程度を予定してございます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

本日の会議は、委員19名中、15名にご出席いただいておりますことから、花巻市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、開催要件を満たしていることを報告いたします。

また、本日の会議は会議録を作成するに当たりまして、会議録作成システムを使用する関係上、発言の際には、大変申し訳ございませんが、皆様にマイクをお持ちいたしますので、挙手の上、マイクを通してご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

開会の前に、資料の確認をいたします。事前に本日の会議資料をお届けしておりましたが、お持ちにならなかった方はおりませんでしょうか。資料は先に配布しております、本日の会議の次第、委員名簿、資料No.1-1、No.1-2になりますのでご確認ください。

また資料の訂正をさせていただきます。諏訪委員の社会福祉法人浄心会の浄の字に誤りがございました。お手元に配布しておりますので、ご確認をお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

それでは、令和6年度第3回花巻市子ども・子育て会議を開会いたします。

今井健康福祉部長からご挨拶申し上げます。

○今井健康福祉部長

本日はご多忙のところ、また足元の悪い中、令和6年度第3回花巻市子ども・子育て会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の会議では、第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画イーハトーブ花巻子育て応援プランの素案についてご協議いただきます。

本日の会議を経まして、来週開催予定の議員説明会等、議員への説明の後、1月下旬よりパブリックコメントを実施する予定となっております。

委員の皆様におかれましては、ご専門の立場から忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

それではどうぞよろしくお願いいたします。

○こども課：高橋課長補佐（事務局進行）

それでは次第の3の議事に移りますが、議長につきましては、花巻市子ども・子育て会議条例第4条第2項の規定により、会長が議長となるとされておりますので、中村会長様よろしくお願いいたします。

○中村良則会長

ただいまご指名されましたので、議事を進めてまいりたいと思います。それでは早速ですが、議事に入ります。

（1）第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画イーハトーブ花巻子育て応援プラン（素案）について事務局からご説明をお願いいたします。

○こども課：吉田子育て支援係長

こども課子育て支援係長の吉田でございます。私から、資料No.1-2によりまして、第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画イーハトーブ花巻子育て応援プラン素案について説明いたします。

まず、1ページの左側よりご覧いただきたいと思います。

第1章、計画策定にあたってということでございますが、計画策定の趣旨、背景につきましては、前回会議で説明いたしました骨子案から、花巻市が令和6年3月に策定しました、第2期花巻市まちづくり総合計画の中で、市の重点施策推進プロジェクトの一つとして掲げております、子ども・子育て応援プロジェクトの推進について追記させていただいているところでございます。

次に、計画の位置付けでございますが、こちらにつきましては子ども・子育て支援法、それから次世代育成支援対策推進法、こちら二つの法律に基づく計画を一つの計画に統合し、本計画を策定するところを説明している項目でございます。

また、第2次花巻市まちづくり総合計画を始めとする、子ども・子育てに関する計画ともリンクしながら、この計画を進めていくという形をとるものでございます。

その次、計画期間につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間、SDGsとの関係につきましては、骨子案と同様でございます。

次に右のページでございます。

第1章ということで、子ども・子育てを取り巻く現状でございます。

本冊では第2章、6ページ以降のところで、各種統計データを使いまして、花巻市における子ども・子育ての支援を取り巻く環境をお示ししておりますが、概要版では主だったデータといたしまして、4点ほどグラフを載せさせていただいております。

まず1つ目、出生状況ということで、合計特殊出生率の推移を掲載しております。

現状におきまして、出生数は減少傾向にあります。合計特殊出生率、1人の女性が一生の間に産む子どもの平均人数という指標でございますが、こちらも減少傾向にあるということでございます。

また、2つ目、母親の年齢別出生割合ですが、こちらをご覧くださいますと、出産年齢につきましても、20歳から24歳の割合が減少しまして、逆に30歳から34歳の割合が増加をしているという状況になっております。

次に就労状況でございます。こちらにつきましては、女性の年齢別就業率における、いわゆるM字カーブが緩やかになっている現状で、6歳未満18歳未満の子どものいる世帯に占める共働率を示しているものでございます。

こちらにつきましては、平成12年の数値がピークとなっておりまして、平成17年には一旦減少したものの、再び緩やかに増加しているという状況でございます。

2ページ目の左側、教育・保育の状況でございます。

まずは、保育園・認定こども園・幼稚園の状況を掲載してございます。

骨子案からの追加内容といたしまして、(4)保育園等の待機児童の発生状況を追記させていただいております。

保育園における待機児童は、令和6年の4月1日現在では9名、10月1日現在では30名となっており、令和2年度以降では最も多くなっておりますが、いずれの年におきましても、年度途中で待機児童が増加するという傾向がございます。その下、学童クラブの状況についても記載しております。

また、学童クラブについても、待機児童数を分析させていただいております。令和4年度、それから令和6年度に、それぞれ4名ずつの待機児童が発生しておりますが、令和7年の4月1日には、花巻小学校学区に1施設、桜台小学校学区に1施設、計2施設の学童クラブが新規に開設されることとなっております。これによりまして、現在発生しております待機児童は解消される見込みとなっております。

続きまして右のページ、第2期計画での取組状況でございます。

最初の子育てのしやすさにつきましては、骨子案で示したデータと同じものを掲載させていただいております。

次に第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況、こちらにつきましては、現時点での実績見込みに基づく達成状況を掲載してございます。

今後、骨子案の作成に当たりまして、もう少し後になってから直近の実績を再確認いたしまして、こちらの数字の修正等を行いますので、こちらにつきましては、現時点の状況ということで、ご確認をいただければというように思います。

3ページをお開き願います。左側のページ、第3章計画の基本理念・基本目標でございます。

基本理念、基本目標のいずれにつきましても、第2回会議でご説明の通り、第2期計画に掲げた理念目標を引き継ぎ、基本目標の達成に向けて取り組みを進めていきたいと考えております。

それを受けまして、3 ページ第4 章子ども・子育て施策の展開ということで続いてまいります。この図は基本理念・基本目標に紐づく基本施策と実施施策の体系図となっております。

基本施策が一番地域における子育ての支援から、7 番の多様な家庭環境等に対応した、きめ細やかな取り組みを推進する七つの項目がございまして、基本施策の下に実施施策を掲載しております。

例といたしまして、1 番の基本施策地域における子育ての支援の実施施策の一番として、地域における子育て支援サービスの充実というような形で掲載しておりまして、こちらの実施施策を全部で23 の施策に整理しているところでございます。

こちらの図に訂正がございまして、7-3 の発達相談支援の充実という項目でございまして、こちらは3-2、就学前教育の充実へ統合しておりますので、削除願います。

従いまして、基本施策7につきましては、7-1 から7-3 までの三つの実施施策となりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4 ページをお開き願います。こちらが、施策別主要事業の体系でございまして。先にご説明の基本施策推進対策に繋がる具体的な事業の体系を掲載しております。

今回につきましては、再掲としている事業を除きまして、現時点では全部で117 の事業を掲載することで検討しているところでございます。

本資料では星印のついている事業が、後ほど説明いたします、地域子ども・子育て支援事業に該当するものでございます。

また、朱書きの事業につきましては、第3 期計画から新たに追加掲載する事業ということでございます。第2 期計画には、再掲の1 事業を含めまして、全部で109 事業の掲載をしておりましたが、今回、実際の事業実施状況や、この5 年間に於いて新たに実施している事業等を含めて見直しを行いました結果、117 事業となっております。見直しの内容につきましては、109 事業のうち、統合したものが11 事業、掲載を終了するものが7 事業となっております。

そして、令和6 年の4 月に策定されました、第2 期花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランにおける子ども・子育てプロジェクトとの整合を図った上で、従前から実施されていたものの、これまで未掲載の事業も含めまして、今回新たに追加した事業が22 事業でございまして。これらの見直しの結果、全部で117 事業の掲載ということになってございます。

5 ページをお開き願います。

こちらのページにつきましては、今回新たに追加した22 事業の概要を掲載しております。

詳細につきましては、事前に資料をお送りさせていただいておりますので、この場での説明は省略させていただきますが、こちらにつきましては、令和7 年度の当初予算の動き等により、最終案の作成までに追加が可能なもの、必要と判断されるものについては、最終までに今後追加する可能性がありますので、現時点での掲載内容として、ご確認いただければと思います。

続きまして、6 ページをお開き願います。6 ページ左側には、廃止、統合または終了した事業の一覧を掲載しております。第2 期計画で掲載しておりました事業内容について、今一度見直しを行いまして、事業の内容、それから性質上、統合が適当であろうと思われる事業を統合してお

りますし、終了につきましては、市が実施する事業としての初期の目的を果たしたものであろうと判断されるものは掲載を終了するという形で、その事業内容と理由について掲載をさせていただいているところでございます。

6 ページ右側は最初に説明いたしましたこの施策と事業数の整理を行ったものの比較表になってございます。こちらにつきましては、具体的にどの事業がどのように統合されたか、掲載終了となったか、新しく追加された事業として何があるかを整理したものでございますので、こちらの表はこれまでの説明の確認ということでご覧いただければと思います。

続きまして、7 ページをお開き願います。

こちらは第5章教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の確保のご説明を申し上げます。左のページにつきましては、教育・保育提供区域に設定するというところの説明をしてございます。

この計画の根拠となります子ども・子育て支援法、こちらの中で市町村ごとに教育・保育の提供する区域を定めると決められております。花巻市では第2期計画におきまして、幼稚園、認定こども園、或いは保育園等の教育・保育施設、様々な地域子ども・子育て支援事業を実施利用される方の区域設定につきまして、合併前の4市町の区域を教育・保育提供区域と設定したところでございます。

次に、地域子ども・子育て支援事業については、全市域、小学校区という区域設定を行っている事業がございします。全市域とは、サービスを提供する拠点が、市内で1箇所や2箇所でありますが、市内全域を対象に事業を実施するもの、それから小学校区とは、小学校区単位にそれぞれサービスの提供拠点があり、それぞれの拠点で事業を実施するものであります。各事業のサービス提供区域につきましては、記載のとおりでありまして、第3期計画でも第2期計画と同様の考え方により提供区域の設定をしまいたいというものでございます。

それから事業番号の①から⑬のところは、第2期計画にも掲載の既存事業についての記載でありますし、下の表は、第3期計画から新たに掲載する事業について追記したものでございます。

令和6年度に追加になりました⑭から⑯までの3事業、令和7年度から追加となります⑰の産後ケア事業、それから黒丸印で書いております乳児等通園支援事業は全市域を対象として、利用見込みと確保方策を立てることになってございます。

その事業ごとの区域の考え方についても記載しております。事業の性格上、放課後児童健全育成支援事業では小学校区ごとに行うとか、合併前の4市町の区域ごとに、或いは全市域で行うといった設定をする形としてございますので、表をご覧いただければと思います。

7 ページの右の方の、計画期間における児童の推計でございしますが、前回の会議で説明させていただいた内容から変更がございませんので、再度ご確認いただきたいと思います。

次の項目、教育・保育施設の充実ににつきましては、利用見込みの量、それから確保方策及び算定の考え方の記載をさせていただいております。

前回の会議で、中間案ということで利用見込みについて説明させていただいたところでございますが、こちら令和2年度から令和6年度、2020年度から2024年度の実績値の推移から利用者数

の平均増減率を算出し、計画期間における児童数の推計値に乗じて算出したものでございます。詳細な計算結果につきましては、本編の方をご確認いただきたいと思います。

具体的な量の見込みは、第3期の計画期間におきまして、市全体で最大2,370人程度であり、計画最終年度となる令和11年度には、1,933人程度まで減少する見込みとなっております。具体的な試算結果は素案本冊の79、80ページに掲載しております。

また、こちらの4地域別の利用見込みにつきましても、その本冊の81ページから88ページに掲載しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。この利用見込みにつきましては、保育園、認定こども園、幼稚園の他、小規模保育や事業所内保育の地域型保育事業を利用する方々も含めた見込み数となっております。この利用見込みに対する確保方策、いわゆる受け皿につきましては、教育・保育施設の受入れ定員数で試算をさせていただいているところでございます。これにつきましては、令和6年度時点で、開設をされております教育・保育施設の数、必要な利用定員の総数で確保できる見込みであります。

しかしながら、2ページの方でご説明させていただいた通り、待機児童については年々増加傾向にあるという実態がございますが、保育士の不足により、利用定員どおりの受入れができないことなどが理由として考えられるところでございますので、引き続き保育士確保の対策事業を進めることが必要と考えてございます。

8ページをお開き願います。こちらは地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた今後の方向性を記載してございます。

地域子ども・子育て支援事業は、(1)の利用者支援事業から始まりまして、産後ケア事業までの17の事業及び乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度につきまして、それぞれの事業における利用見込みと、確保の方策、或いは今後の実施を検討する事業について方向性をそれぞれ掲載させていただいております。

現在、子ども・子育て支援法の中で定められております事業、或いは令和7年度以降から実施の事業でありまして、国、県から子ども・子育て支援交付金の交付を受けて実施する事業となっております。先程4ページから5ページのところで説明いたしました、子育て支援のための117事業の中にも、これらの事業を掲載させていただいているところでございます。

まず、利用者支援事業ですが、子育て世帯包括支援センターを設置し、教育・保育に関する子育て支援の情報提供等を行っておりますが、当該施設の設置を継続し、事業を実施していくという中身でございます。

次に、延長保育事業につきましては、市内の保育園、認定こども園或いは地域型保育事業所等におきまして、18時以降においても子どもを預かるという事業でございますが、既に実施している施設が41施設ございますので、こちらの施設により見込まれる利用数を確保していきたいと考えているところでございます。

次に、実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況により、保育園等を利用されている方の教材費ですとか、行事費用で個人負担を補助するという事業でございます。また、私立幼稚園を利用されている方につきましても同様に、保護者の世帯収入によりましては、

給食に係る副食材料費の支援を行っております。これらの支援の対象となる方を適切に把握の上、給付をしていくということを記載してございます。

次に、多様な事業者の参入促進・能力活用事業ですが、こちらの事業活動につきましては、本事業を活用することが可能な事業者が現れた際に、事業者が実施しようとしている事業の必要性、それから妥当性といったものを初めに踏まえながら、必要に応じて支援を行うことを検討したいと考えております。

次に、放課後児童健全育成事業、学童クラブの事業についてですが、先に2ページで、令和6年4月1日現在の利用状況を掲載させていただいておりますとおり、近年は待機児童が発生する状況にあります。先に説明の通り、令和7年度に新たに開設する2施設と現在市内に設置されております20施設を合わせた22施設への様々な運営支援、それから委託事業等の実施により、必要となる利用定員総数を確保してまいりたいと考えております。

次に、子育て短期支援事業でございますが、この事業はお子様を一時的に児童養護施設等で預かる事業というものでございます。市内外におきまして、全4箇所で行っておりますが、この4施設によるサービスの提供量は、利用見込みに対し、十分に確保されているという状況でございます。

次に、乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる、全ての家庭を訪問するという事業で、こちらにも継続実施をしてみたいというところでございます。

次の養育支援訪問事業、それから子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、こちらにつきましては、乳児家庭全戸訪問事業とも関係しますが、養育支援が必要な家庭もあることから、引き続き指導・助言を行っていくというものでございます。

次の、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業につきましては、要保護児童等の支援に資する事業というものでございます。こちらは、要保護児童対策地域協議会がございまして、実務者会議を開催しながら、情報共有や支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、地域子育て支援拠点事業につきましては、地域子育て支援センターを運営する事業でございますが、令和6年度現在で6箇所運営しておりますが、事業を継続実施していくというところでございます。

次に、一時預かり事業につきましては、保育園で一時的にお子様をお預かりするという事業でございますが、過去5年間の最大実績を基本に算出した利用見込みに対し、来年度は19施設で一時預かり事業を予定しており、今後も施設によりまして、必要利用枠数を確保していきたいというところでございます。

次に、病児保育事業ですが、こちらは平成29年度に市で開設いたしました病後児保育室での保育と、各保育園で実施し各園の入園児童が利用する体調不良型という二つの事業を実施してございます。現在運営している病後児保育施設は1施設、体調不良型を実施する施設が17施設ございますので、これらの施設により必要利用枠数を確保してまいりたいというものでございます。

次に、子育て援助活動支援事業、いわゆるファミリー・サポート・センター事業でございますが、こちらは会員制でお子さんを預かる事業で、こちらにも今までの対応実績を基本に盛り込むと

ということで、現在の実績を維持していくということでございます。

また、妊婦健康診査でございますが、年間の妊娠届出の見込みに対しての提供体制は十分に確保が現状出来ておりますので、引き続き事業を実施していくということでございます。

(14) からが新規に掲載する事業でございます。(14) から (16) につきましては、令和 6 年度から新たに地域子ども・子育て支援事業に追加された事業でございます。現時点では、未実施の事業となつてございますので、今後実施を検討する事業ということで、事業概要のみ説明をさせていただきたいと思ひます。5 ページにお戻りいただき、右下の基本施策の項目をご覧くださいと思ひます。

No.107 の (14) 子育て世帯訪問支援事業でございます。家事子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭の居宅を支援員が訪問しまして、家事や子育ての支援を実施する事業でございます。

No.108、(15) 児童育成支援拠点事業でございます。養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路相談等の支援、食事の提供等を行うとともに、児童および家庭の状況を評価し、個々の児童の状況として包括的な支援を行うという事業でございます。

No.109、(16) 親子関係形成支援事業でございます。こちらは児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対しまして、心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談共有し、情報交換ができる場を設けるという事業でございます。

次に (17) 産後ケア事業ですが、5 ページ左でございます。

こちらは、妊産婦が抱える妊娠・出産等に関する悩みの相談支援や産後間もない母子に対する心身のケアを行うという事業でございますが、令和 6 年度時点では、日帰り型のケア事業を実施している 1 施設がございますので、こちらに必要に応じ確保することがございますし、今年度におきまして、宿泊型の産後ケア事業につきましても実証事業を行っております。こちらの事業実施結果を元にいたしまして、今後宿泊型のケア事業の実施についても検討していきたいと考えているところでございます。

この他、乳児等通園支援事業につきましては、施策 1 の No.17、こちらに事業内容の記載をさせていただきます。

こちらは、一月につき 10 時間以内で就労要件を問わず、時間単位で教育・保育施設を柔軟に利用できるという形で記載させていただいておりますが、もう少し補足しますと、教育・保育施設に通っていない生後 6 か月から満 3 歳未満の未就園児が対象であり、令和 7 年度から制度化に向けた検討を行いまして、令和 8 年度からの本格実施に向けて検討を進めてまいります。

8 ページにお戻り願ひます。こども誰でも通園制度の事業のみ、他の子ども・子育て支援事業と別に掲載させていただいておりますが、この事業は地域子育て・子ども支援事業として交付金事業としては令和 7 年度のみの実施となりまして、令和 8 年度以降は交付金事業から利用状況に基づく給付事業に性質が変わるというところがございまして、今後 5 年間に於いて、交付金事

業としての実施が見込まれる（１）から（１７）の事業と別に記載をさせていただいたところでございます。

第６章、計画の着実な推進に向けて、でございますが、内容につきましては、第２期計画とほぼ同じ考え方としてございます。計画の推進体制につきましては、市及び子ども・子育て支援に関わる事業者、有識者等が本計画を推進する当事者といたしまして、子ども・子育て会議における各主体の取り組み状況や課題といったものを共有しながら、本計画に掲載している施策、事業を推進してまいりたいと考えているものでございます。

また、計画の進捗状況の点検評価につきましては、これまで通り毎年度花巻市子ども・子育て会議の場で年度ごとの実績報告をさせていただきまして、委員の皆様には評価をしていただくという形をとってございますので、これについても継続して実施していきたいと考えております。

なお、計画の見直しにつきましては、計画を進めていく上で、実態と大きくかけ離れるようなことがございましたら、計画の中間年３年目を目処に見直しを行っていく他に、現時点で本計画に予定していない事業の創設、変更等が生じた場合には、計画の見直しについて議論を進めていきたいと考えているところでございます。

駆け足になりましたが、以上で説明を終わります。ご意見の程よろしくお願いいたします。

○中村良則会長

どうもありがとうございました。

質疑の前に補足的な説明をお願いしたいと思いますが、冊子の方を確認すると、第１章は計画策定にあたってということですので、全体の計画の位置付けで、第２章が花巻の現状、第３章がこの計画の基本理念、基本目標で、第４章が子ども・子育て支援施策の展開ということで、具体的には基本施策が１から７まであります。施策の事業体系としては１１７ということですね。それで、第５章、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の確保というところですけども、最終的には（１）から（１７）の事業が記載されておりますが、これらの事業については、第４章に事業概要等の記載がありますが、第５章においては特に詳細に事業内容等を記載しています。その目的、内容というか、意図というのはどの辺にあるのか簡単に説明をお願いできますでしょうか。要するに、第５章の方は、第４章にも掲載のある１７の事業についての記載があるわけですが、具体的にどの施設がこの事業を行うのか。地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた統合の方向性について、利用者支援事業から始まって、１７事業ありますけれども、これらの事業の位置付けというのは、第４章までの施策等とどのように関係しているのか改めてご説明いただければと思います。

○こども課：吉田子育て支援係長

最初の方にご説明しましたが、この花巻市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法、それから次世代育成支援対策推進法という二つの法律で、それぞれ策定することを定めている計画があり、これらの計画を１本にまとめて策定しております。

まず、次世代育成支援対策推進法におきましては、市町村の行動計画を定めることとなっておりますが、これは第４章において、花巻市で子ども・子育て支援の良い環境を作るための市の全体

的な行動計画として、市が実施する 117 の事業を掲載しているものでございます。

次に第 5 章では、子ども・子育て支援法で規定されている地域子ども・子育て支援事業計画に掲載することとされている内容を掲載させていただいているもので、こちらは、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の実施により提供するサービスについて、どれぐらいの利用見込みがあり、利用見込みに見合う受け皿をどのように確保するのかを計算した上で、計画に記載することが定められております。

つまり、第 4 章では、次世代育成支援対策推進法に定めのある計画に係る記載内容に、第 5 章では子ども・子育て支援法に定めのある計画に係る記載内容に整合する内容を、それぞれ記載しているものであります。その中で、市の取組全体を記載する第 4 章の事業の中には、第 5 章で記載する地域子ども・子育て支援事業も含まれるものでありますので、第 4 章では市町村行動計画としての掲載を、第 5 章では、子ども・子育て支援事業計画としての記載を行っているものであります。

○中村良則会長

法律で記載の内容が決められたものがあり、それに合わせた計画にしないといけないということですね。素案計画ですので、文言も含めて点検していった方がよいだろうと思います。

まず、第 1 章、計画策定にあたってですが、これについていかがでしょうか。

それから第 2 章子ども・子育てを取り巻く現状①ですが、何か確認することがあればお願いします。

○鎌田文聰委員

2 ページに子育てのしやすさとあります。

子育てしやすいまちだと思える割合の指標がありますが、令和 5 年からプラス α になってくる。一番低いのが令和 5 年です。プラスになった理由は为什么呢。

○こども課：吉田子育て支援係長

具体的な数字の推移の理由について、明確な答えがあるわけではないということを先にお話をさせていただいた上でということになります。このアンケートの実施時期は、それぞれの年度の初めの 4 月から 5 月あたりにアンケート調査を行うものになってございます。

そうなりますと令和 2 年度のアンケート実施時期が、ちょうど新型コロナウイルスの感染が拡大し始めて、同時に社会が将来に対する不安が蔓延し始めたためなのかというように考えております。

その辺りからコロナウイルスに関連する経済情勢の悪化、例えば物価上昇などが起こったことを考えますと令和 2 年度から始まって、3 年度になってもまだ明けない、4 年度になってもまだ明けないという中、子育て支援以前の生活のところに意識が向かい、満足度が段々下がっていったというところもあるかと思います。

令和 5 年度のアンケート調査がちょうど 2 類から 5 類に移行する直前の時期ぐらいに実施しておりますので、この辺りまでが満足度の減少時期で、令和 5 年度に下げ止まりになり、令和 6 年度には完全に 5 類になって、そういった社会情勢への慣れが出てきて、そうした社会の中で子育て

てに対する考えが行き渡るといいますか、目の前のことを何とかしなきゃいけないという心理から、子育てを今後どうするということに意識が向き、この間に子育てに対する国、県、市のバックアップもだいぶ厚くなってきたということもあり、令和6年度には若干の回復傾向にあったのかなというように考えております。こういった満足度が、今後上がっていくようにというところで、様々な支援の方策とご意見等も踏まえながら検討していきたいと考えているところでございます。

○晴山裕子委員

八重畑学童クラブの晴山です。

2 ページ目の左側下の方の学童クラブの状況というところがありますが、こちらの方に書いてある定員が、下に小さく、面積上の受入可能数というふうになっています。こちらの面積は国で決められた面積ということで変えることは無理ですけれども、小学校1年生から6年生が全く同じ面積となっております。

うちの学童クラブで言えば、小学校1年生で一番小さい子は120センチです。6年生で一番大きい子が167センチほどありますので、全く同じ面積で収まる定員という考え方はおかしいと常々感じていました。各学童クラブでも一応目安となる定員の人数というのを表記しております。冬休み中で石鳥谷地域しか計算できなかったのですが、こちらの表ですと260名となっていて、実際定員として出しているのは4学童で150名です。これに対し、4月1日現在のところで、166名が入所状態ですので、実際ですと定員を超えているので、面積だけの定員ではなく、実際各学童クラブで出している定員に対して、どのくらい入っているかというのをを出していただきたいと思います。

○こども課：高橋課長補佐

先程高学年の児童が、国の面積基準では狭いという話もありましたが、今高学年の児童が増えてきております。国において基準が決められており、実態と少し合わないと思いますが、国のガイドラインでは収まっているという考え方でありますので、面積で計算しているところでございます。

また、実際の定員のところですが、確かに面積上の定員数と各学童クラブで決められている定員数は異なります。ただし、この定員数が、今実際に入所している児童数と整合性が取れてない学童クラブもございます。例えば、学童クラブが決めている定員は70人だけれども、実際には90人が入所している学童クラブもあります。これについては必要な施設の面積が確保され、必要な支援員の人数がいれば特に問題ないとしているところでございまして、学童クラブが決めている定員と実際の入所者数については整理しなければと思っており、定員の決め方を学童クラブと相談しなければならないと思っておりました。

学童クラブの利用児童数が増えており、なるべく定員を増やしてもらいたいと考えておりますので、整理して、相談し変更等していきたいと思っております。

○晴山裕子委員

面積のことを考えますと、支援員がもう少しいれば子どもを預かることが可能ですが、なかなか

か職員の人数確保も苦しいところがありますので、ぜひともそういった支援、情報共有等、こども課からいただければと思います。

○中村良則会長

次の第3章、計画の基本理念、基本目標について何かございますでしょうか。

○伊藤和江委員

イーハトーブ養育センターの伊藤と申します。

確認ですが、7-3 発達相談支援の充実のところをどこかと統合するために削除しますと説明されたような気がします。具体的に教えていただきたいです。

○こども課：吉田子育て支援係長

第2期計画の中で、発達相談支援の充実という施策には、発達相談支援事業という名前で事業一つだけ掲載させていただいておりました。

今回の計画を策定する中で、担当部署等との議論において、3-2の就学前教育の充実と統合するのが相応しいのではないかとということで、そのような形に整理しており、4ページの主要事業で76番の発達支援事業が、第2期計画においては発達相談支援事業という事業名になります。3-2の中には、幼児ことばの教室事業などがありますので、発達相談事業につきましては、こちらの施策に組み込ませていただいたということになります。事業自体がなくなったということではございませんので、ご理解をお願いいたします。

○中村良則会長

第4章についていかがでしょうか。

○鎌田文聰委員

6ページのところに放射能公害対策事業が、事業内容終了になっています。

その理由が、取組自体は継続しているが、高濃度の放射能が検出されるケースは限定的であり、子育てに安全管理としての側面がなくなってきたためと説明がありました。これを考えると、検出されているケースは限定的なものはあるわけですね。

○こども課：松原課長

こども課の松原と申します。こちらの放射能公害対策事業につきましては、東日本大震災が起こったことによりまして、放射能が県内の方にも流れてきたということで、岩手県の例えば原木椎茸とか野生の熊とか鹿の肉などの出荷制限がかかっているということがございます。こちらの方もだいぶ落ち着いてきておりまして、それで基本的には放射能が測定された場合には、出荷制限がまだかかっているということがございまして、花巻市におきましても、一部そういう部分ではまだ放射能の濃度を気にされる方がいらっしゃいますので、そういう部分については簡易測定という形で継続的に放射能の測定はしておりますが、一般の方々の口に入るものとしては、そういうものが出回らないということがございましたので、今回については掲載終了ということで考えたところでございます。

実際には原木椎茸ではなくて、一般市民の方々が持ち込みされているものになりますので、具体的にはキノコ類が多いのですが、山に入って本当に大丈夫かなと心配されますので、それにつ

いては簡易的に測定しており、ここ数年は測定されていないとありましたので、こちらの事業としては終了として差し支えないと考えているところでございます。

○鎌田文聰委員

大丈夫であれば安心なのですが、親戚の農家が不安がっていたので、安心であれば嬉しいです。

○こども課：松原課長

実際に放射能については、福島で原子力発電所の爆発があり、それが宮城から県内では主に一関あたりが放射能の数値が大きかったというように認識しておりましたが、先ほどの説明のとおり、現時点において花巻市では心配するような状況ではないと私の方では認識しているところでございます。

○中村良則会長

事業を継続する仕組みはあるのでしょうか。

○こども課：松原課長

こちらの事業は生活環境課の事業になりますので、来年度こちらの事業を引き続き継続するかどうかを確認したいと思いますが、実際にこちらの第2期計画における評価につきましては掲載させていただき、持ち込みについての放射能測定については、継続していこうと考えているところでございます。

○高橋きぬ代委員

私立幼稚園連合会の理事の高橋と申します。

一つ質問ですが、6ページの1-1保育園等園庭開放事業、これが統合終了ということですが、各保育園等が行っていた月1回なり2、3回なり、地域の人達に行っていた園庭開放が無くなるということですか。

○こども課：高橋課長補佐

事業が終了したというわけではなく、各園で行っていただいている事業でございますし、市の実施事業といたしましては、こどもセンターですとか、子育て支援センターの方でも開放事業をしてございますので、各園で実施する園庭開放そのものについては、市の実施事業としての評価はしなくても良いのではないかとということで、統合させていただいたということになります。

○高橋きぬ代委員

毎年こども課の方に、いつ開放しますかという報告をしていた気がしますが、それが無くなるのですか。それを全部合わせた形でホームページか何かで紹介していたような気がするのですが。

○こども課：松原課長

子育て支援ガイドブックへの掲載や子育て支援センターの事業の中で、園庭開放の紹介をさせていただいていたところでございます。これについては今後も子育て世帯に情報発信していくというところがございますので、継続実施するものと認識しているところでございます。引き続きご協力を賜れば大変ありがたいと思います。

○高橋きぬ代委員

もう一つ質問は7ページの右下の方に、これからの市全体の教育・保育の量の見込みとありますが、計画における利用見込みが2,370人、11年の4、5年後には1,933人ということで、340人減ということは大体変わらないのではないかなと思うのですが、2ページに飛びまして、教育・保育の状況が書かれていますが、これが今、認定こども園、幼稚園だけを見ても、施設数が大体40、そこでの定員が3,150人とほとんど入れる状況だということは理解しました。これに対する利用見込数が2,344人ということですが、4、5年後になった時に、利用者は減りますが、今までは小規模保育所等々を増やして待機児童を減らすような方向で進んできたと思います。

今後は小規模保育所だけではなく、一般の保育所、認定こども園、幼稚園も定員に満たない、または偏りがでてくることにより、園の運営が難しくなるところも出てくるのではないかと心配をしております。4、5年先の見通しはどうなるのか、それから市の方で何か支援を充実させていきたいという考えがあるか、伺いたいと思います。

○こども課：高橋課長補佐

先程、地域によって偏りがあるのではないかというお話がありましたが、素案の方で79ページ以降に、市全体もしくは地域別の教育・保育の実績と見込みを掲載させていただいております。これを見ますと旧石鳥谷町、大迫町、東和町は子どもの数が減ってくる見立てをしております。

旧花巻市も子どもの数は減少していくと思ってございます。今後、その中で施設の維持をどうしていくかというところですが、定員の見直しをしていくべきかと思います。定員に応じまして、市から支払われる運営費の単価が決まっておりますので、例えば同じ定員で50人入所する施設と、70人入所する施設では、50の方が一人当たりの単価が高くなっております。これは大きい施設の方が効率的に運営できるだろうということで、単価が低くなっているものです。

定員を減らし、市からの運営費に係る園児一人当たりの単価を高くすることで、維持していけるのではないかと考えてございます。公立園につきましても、定員を見直ししていくなど、バランスはとっていかねばならないと思っております。

○高橋きぬ代委員

一つ感想です。花巻市の子育てのしやすさのポイントが上がってございましたが、具体的にお話がありませんでしたが、保育士の募集の時に、他の市町村から受けた方が居まして、どうして花巻市で働きたいのですかと聞いたならば、花巻市が保育士確保の条件が良いとその学生は言っていました。

たくさんのお奨学金を借りているので、その面でも花巻市を受けましたという方が2人いましたので、とてもいいのかなと。もう一つ、私立幼稚園の施設に対する補助とか毎年調べているのですが、そういう中でも花巻市が一番充実しているなという意見が聞かれますので、継続していただいて、有難いと同時に充実をお願いしたいと思います。

○中村良則会長

大変心強い言葉だったかと思います。

では、4章、5章全体を含めて、何かお気づきの点がございましたらお願いいたします。

○吉田桂子委員

花巻市手をつなぐ育成会の吉田です。

5 ページの№17、一番上の乳児のための支援給付というところで、一定時間以内で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付を行うということで、とてもいいなと思うのですが、こういった目的で使われるかにもよるとは思いますが、6 か月から3 歳未満ということで、だんだんにそのきょうだいを考えたりとか、色んな通園があつたりということに使う場合も考えられるわけで、そうすると月 10 時間以内で足りるのかなというのを疑問に思ったので、10 時間に設定した理由だったり、足りなくなった場合の対策はお考えでしょうか。

○こども課：吉田子育て支援係長

月 10 時間の根拠ということですが、国の交付金事業で、いくら補助金を受けられるかという補助基準額というものがございます。

この補助基準額については、月の上限を 10 時間とした上で、子どもの年齢に応じて、子ども一人 1 時間当たりの単価を設定するという考え方になっております。現時点では国からの資料に基づいて、月 10 時間という記載をしておりますが、こちらの制度は来年度以降、具体的な実施に向けて制度の研究を行いながら、各市内の園のお話を伺った上で、制度を構築していく必要があると考えております。10 時間が固定なのかどうなのかということも含めて、勉強させていただきながら、どのような形が良いのかについては検討させていただきたいと思います。

○こども課：高橋課長補佐

補足させていただきますと、誰でも通園制度のほか、一時預かり保育事業も行っております。一時預かり保育の方は、10 時間を超えて預かることが可能となっておりますので、制度の併用などもご提案しながら対応していきたいと思っております。

○こども課：松原課長

子育てのお母さんが育児に対する悩みとかがあるという中であって、誰でも利用できればいいなという考えで、それに時間制限があるのはどうなのかというところだと思います。

これにつきましては、先程申し上げている通り、一時預かりとか、色々な部分もありますが、身近な部分では子育て支援センター、この近くですとこどもセンターになりますが、こうした場所において、日々の相談には応じていく体制は現在ございますので、周知や広報活動等を引き続き行いながら、安心して子育てできるようなまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○中村良則会長

改めて見ると、この指標とか目標値とかいった実施団体において検討するということは、これから具体的に考えるということだと思います。

そういう意味では 5 ページの№58、学校給食費負担軽減事業も要検討となっておりますが、いかがでしょうか。

○瀬川教育部長

学校給食費が近年の物価高騰によりまして、令和 5、6 年度と給食費の単価は上昇しておりま

すが、保護者負担は上げずに、その分市からの支出という形で取り組みを継続しているところでございます。これにつきまして、来年度も更に米の価格高騰も報じられておりますが、現在でも高くなっておりまして、今年度もその分についても保護者負担には転嫁していない状況です。

市で負担することを今後も確実に継続しますというように言い切れる状況ではございませんので、価格もどこまで上がるかということもありますが、できるだけ保護者の経済的な負担にならないような取り組みを継続していきたいという考えはありますけれども、財政事情との折り合い、それから国の方でも色々検討がされているところもありますので、それも見据えながら、今後、市としてもどのような取り組みをしていくかというのは、全体的な調整を行いながら検討してまいりたいというような状況でございます。

○鎌田文聰委員

障がい乳幼児の保育事業はどこに掲載されているのでしょうか。

○中村良則会長

4 ページの施策番号 1－2、幼児教育・保育サービスの充実の中の 13 番目、障がい児保育事業なのかなと思います。他に 4 章、5 章で何かございますでしょうか。

○諏訪心一委員

つちざわこども園子育て支援センターの諏訪と申します。

8 ページですが、(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）とあります。市のホームページを見ますと、清光学園と盛岡の 3 施設が利用できるというのを見たのですが、大体年間利用される方というのはどれぐらいいらっしゃるのか。一時預かり保育事業とか、ファミリー・サポート・センター事業がある中で、どのような方がこの事業を利用されるのかをお聞きしたいと思います。

○佐々木こども家庭センター所長

こども家庭センターの佐々木と申します。

ショートステイについて利用件数がどれくらいか、後どのような方が利用しているかということについてお答えします。

利用件数についてですが、手元にある資料で令和 5 年度につきましては、ショートステイは 2 歳児未満の方が延べ 13 名、2 歳児以上の方は 27 名ということで、合計 40 名の方が利用しております。

どのような方がとなりますと、一例としましては夜間に仕事をされている方が夜も預かって頂きたいということで、一泊二日というようになってございますし、育児疲れで、この日は預けて一日過ごしたいという方もご利用になっているという状況でございます。

○諏訪心一委員

ホームページの方で、7 日間まで利用できると書いてあったかと思いますが、それは連続で泊まって利用できるのでしょうか。

○佐々木こども家庭センター所長

実際には一泊二日という方が大体のところでございます。

○鎌田文聰委員

障がいを持つ児童の保護者の方の育児疲れでもよろしいのでしょうか。

○久保田こども家庭センター副所長

こども家庭センターの久保田と申します。

障がいをもつ児童の場合は、障がいの程度によるのかなと思います。重度の障がいの方ですと、清光学園とかで医療的ケアをするのは難しいかと思いますので、その場合には医療機関に一時入院をして、保護者の方を休ませるというような手段をとる場合もあると思います。

育児疲れで使うショートステイにつきましては、近くに支援者がいない方で、家庭の養育になる中で支障のある方が利用できることになっておりますので、まず相談してもらって、その内訳によってサービスを進めるという流れになっております。

○鎌田文聰委員

実は相談を受けることがありまして、必要な方のケアができればいいなという思いでお聞きしました。

○久保田こども家庭センター副所長

こども家庭センターが出来まして、おっしゃっていただいたような複合的課題がある児童をどうするかというケースが増えましたが、身体的には異常がなくても、多動傾向が強かったり、こだわりが強かったりということで、保護者の方がとても疲弊している場合もあります。そういう場合はケース会議を開きまして、療育センターだったりとか、そちらの方も巻き込んで、一時入院だったり、一時入所とかで保護者の方を休ませて、引き続き頑張ってもらうような体制を整えたりということも支援しております。

○中村良則会長

それでは、第6章についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の議題（1）第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画（素案）について、審議は以上いたします。

（2）その他で何かございますでしょうか。

無ければ、議事は以上をもって終了といたします。

○こども課：高橋課長補佐

ご協議ありがとうございました。続きまして、次第の4その他でございますが、皆様からその他で何かございますでしょうか。

無いようですので、こども課長から、今後の会議開催につきましてご案内をいたします。

○こども課：松原課長

皆様方には長時間に渡りまして、本当に貴重なご意見、また慎重な審議をいただきましてありがとうございました。次回の第4回子ども・子育て会議ですが、日にちも確定しておりまして、3月18日火曜日午前10時から開催したいと考えてございます。年度末の大変お忙しいところと存じますが、ご出席を賜りたいと思います。

第4回の会議におきましては、本日いただいたご意見を踏まえまして、皆様方には第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画の最終案をご提示させていただきまして、その内容の確認、最後に子ども・子育て会議としての最終意見をいただくということを考えております。

この他に、今後の予定といたしましては、冒頭に部長からお話がありましたが、1月の下旬頃から2月にかけてパブリックコメントを行い、最終案を決定した上で、内容を確認していただくということになりますので、もうしばらくお付き合いいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○こども課：高橋課長補佐（事務局進行）

以上をもちまして、令和6年度第3回花巻市子ども・子育て会議の一切を終了いたします。
本日はありがとうございました。

(以上)